

提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	アンゴラ国／全途上国
語学の種類	英語（ポルトガル語ができることが望ましい）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱予防接種証明書（イエローカード）が必要です。

6. 業務の背景

アンゴラ共和国（以下、「アンゴラ」）の妊産婦死亡率（出生 10 万人対）は、2000 年には 827 であったが 2017 年には 241 と推計され、大きな改善傾向がみられている。この数値は、サブサハラアフリカ平均 534（2017 年）と比較しても、低い死亡率を示している。一方、その減少率は 2015 年以降頭打ちとなっており、持続可能な開発目標（SDGs）で定められた目標値 70（出生 10 万人対）の達成に向けては依然として厳しい状況にある。アンゴラ政府は、保健分野の重点政策として「国家保健開発計画 2012-2025」を公布しており、その目的の一つに「妊産婦及び乳幼児死亡率の削減」を掲げており、同指標の改善は早急に取り組むべき重要課題の一つとなっている。

上記背景を踏まえ、2017年に保健省はJICAとともに、母子健康手帳の活用により保健施設にて提供されるサービスの利用率が向上することを目的とした技術協力「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」を実施し、他ドナーとも協調した結果、産前健診、施設分娩、子どもの予防接種などのサービス利用率に一定の効果がみられている。しかし、右プロジェクトの中で実施したインパクト評価において、とくに地方部において、継続的な母子ケアのサービスが施設分娩の際に分断されていることが示唆された。アンゴラの保健施設での分娩割合は50%以下であり、多くの州において、施設に対する期待と実際の病院が提供するケアとのギャップにより、多くの妊産婦やその家族は施設ではなく自宅での出産を選択しており、緊急時の対応が遅れる可能性が高い。

このため、病院で提供される分娩サービスの質を向上させ、妊婦の施設分娩の選択を促進することを目指して、アンゴラ政府から本案件の要請があった。本業務では、本件の実施に向け、詳細計画を策定するための調査を実施する。

本案件は、ウィラ州、ウアンボ州において、対象施設における妊産婦中心のケアの提供、整理整頓に関する知識の強化、妊婦とその家族間における施設分娩に対する認識向上のための啓発活動、妊産婦中心のケアが他の州や施設に拡大するためのメカニズムの確立を行うことにより、対象施設におけるサービスの質の改善を図り、もって対象州の施設分娩率の向上へ寄与することを目指したものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2022年8月中旬～9月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 現地で入手・検証すべき情報を整理し、アンゴラ側関係機関や他ドナー（世界銀行やPopulation Services International (PSI)等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。

- ③ JICA（人間開発部、アンゴラ事務所等）と調査計画につき協議する。
- ④ 調査団打合せ、対処方針会議などに参加する。
- ⑤ 評価6項目（妥当性、有効性、整合性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案（いずれも和文・英文）及び事業事前評価表案を検討・作成する。

（2）現地派遣期間（2022年9月下旬～10月中旬）

- ① JICAアンゴラ事務所等との打合せに参加する。
- ② アンゴラ側関係機関との協議及び現地調査を実施し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。議事録を作成する。
- ③ 質問票を用いたインタビューや上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア）施設の保健医療サービスの提供体制、取り組み状況、課題。
 - イ）2022年6月終了予定の技術プロジェクト「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」の成果の今後の状況（アンゴラ政府の意向、他ドナーや民間企業の活動内容）。
 - ウ）保健省及び本案件の組織体制
（役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制、予算規模・内訳、予算獲得・配賦の仕組み）
 - エ）本案件に関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査団及びアンゴラ側関係機関と協議の上、PDM案（英文）、PO案（英文）、R/D(Record of Discussions)案（英文）及び協議議事録（MM）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当として検討及び取りまとめを行う。また、別途備上される通訳・翻訳者と連携し、葡語版の作成に協力する。
- ⑤ 国内準備及び現地調査で得られた結果をもとに、調査団員及びアンゴラ側関係機関等とともに評価6項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥ 現地調査結果をJICAアンゴラ事務所に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年10月下旬～12月上旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、調査結果を報告する。
- ③ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年11月30日(水)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路（標準経路：成田・羽田発、ドバイ経由またはアディスアベバ/シンガポール・ヨハネスブルグ/香港・ヨハネスブルグ経由）は、見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

(3) 公用旅券

アンゴラの入国には公用旅券が必須となります。契約締結後JICAにて手続きを行いますので、契約締結から渡航まで一定期間が必要であること、ご了承ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年9月下旬～10月中旬を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
 - イ) 技術参与 (JICA)
 - ウ) 協力企画 (JICA)
 - エ) 評価分析 (本コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容
- JICA アンゴラ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
- ア) 空港送迎 : あり
 - イ) 宿舎手配 : あり
 - ウ) 車両借上げ : 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
 - エ) 通訳備上 : 英語⇄葡語の通訳を提供
 - オ) 現地日程のアレンジ : JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
 - カ) 執務スペースの提供 : あり (首都滞在中)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がHPやJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・アフリカ 保健システム情報収集・確認調査 最終報告書 アンゴラ (JICA 図書館)
 - ・母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト (事前評価表)
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1600405&sc_hemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
 - ・母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト HP
<https://www.jica.go.jp/project/angola/001/index.html>
- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チーム (アドレス : Konishi.Tatsuki@jica.go.jp TEL : 03-5226-8360) にて配付します。
- ・要請書
 - ・アンゴラ国 母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト 母子手帳が母子保健指標に与える影響の調査 (インパクト評価) 最終報告書 (2017 年 7 月~2022 年 2 月期)
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA アンゴラ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上